

会議名	令和6年度（2024年度） 第3回 宝塚市子ども審議会		
日時	令和6年（2024年） 10月11日（金） 午後 3時00分～午後 5時00分	場所	市役所 3B、3C会議室
出席者	委員	伊藤篤、中谷奈津子、松島京、治部陽介、中村末葉、西澤千夏、椎山美恵子、藤由貴、田中誠、山本發生、山田慎治、藤井真人、秦忍、榊井ひとみ、池田尚子、藤田かおり（敬称略） 計16名（欠席5名）	
	事務局	総括担当及び子ども家庭担当次長、子ども政策課長、同係長、同係員	
	拡大事務局	子ども育成担当次長、たからっ子総合相談センター所長、子育て応援課長、子ども家庭支援センター所長、子ども発達支援センター所長、保育企画課長、保育事業課長、アフタースクール課長、子ども総合相談課長、家庭児童相談課長、健康推進課長、障害福祉課長、基幹相談支援センター担当課長、せいかつ支援課長、学事課長、学校教育課長、幼児教育センター所長 計17名（欠席2名）	
会議の公開・非公開		公開	傍聴者
			なし
内 容（概要）			
1 開会 2 議題 （1）宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）について 会 長： 計画案策定に向けて7～8月に小委員会が開催された。最初に、小委員会について委員長より報告をお願いする。 委員長： 7～8月に小委員会を4回開催し、計画の施策や成果指標、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策について審議を行い、計画案を策定した。詳細は事務局より説明をお願いする。 ○事務局から、資料1に基づき、第1章～第3章について説明。 委 員： P.9の「こどもまんなか社会」に関して、宝塚市はこどもまんなか応援サポーターになっているが具体的にどのようなことをしているのか。また、子どもの権利について、どのように権利を保障しようとしているか。加えて、大人は何をすればよいか教えていただきたい。 事務局： 子どもの健やかな育ちと社会全体で子どもを育む環境の整備に向け取組を行っており、子ども議会はその一つである。子どもの居場所等に関する取組の充実により、子どもにやさしいまちになるように今後努めていきたいと考えている。また、子どもや若者の意見反映について、社会全体で意識しながら取組を進め、こどもまんなか社会の実現を図っていききたいと考えている。 委 員： 宝塚市の信念が教育・保育の現場に伝わり、市民がそれを理解することで初めて実行に移せると思うので、注目して見ていきたいと思う。 ○事務局から、資料1、参考資料1、2、3に基づき、第4章について説明。 委 員： 子どもを支える社会の場所として公民館や図書館、児童館が紹介されているが、子どもが日常的に行くのは公園が多い。しかし、公園は近隣の苦情等でボール遊びができなくなったりして、一部の公園に子どもが集中している。子どもの遊び場として公園をどのように捉えているのか。 事務局： P.37の施策6「子ども・若者の社会参加の促進」の主な取組事項に「パークマネジメント計画におけるモデル公園区において、地域との協働によりローカルルール作り等を行い、子どもの遊び場の充実を図る」と記載しており、公園のさらなる活用に向け、地			

域の方と一緒にローカルルール作り等を進めようとしている。

委員： 前計画からの変更点として「若者」という言葉が加えられているということであるが、「高校生・若者の意識と生活に関するアンケート調査報告書」から成果指標が1つしか設定されていない。成果指標に高校生・若者に関するものをもう少し加えるべきではないか。

事務局： 検討する。

委員： 成果指標を見ると、私が予想していたよりも低い数値の指標もある。成果指標に関して、国も同じような指標を出しているか。

事務局： 確認する。

委員： この審議会には学識の方もおられるので、成果指標に関して意見を聞いてみたい。

会長： 成果指標④について、保育所の待機児童が実際に減っており、アンケート結果の数値も以前と比べて減っているので、現状を反映していると思う。

委員： 成果指標⑪について、17.6%と低いが、こども基本法ができ、今後の施策展開により伸びていくことが期待される。

委員： こども基本法ができ、国の施策としてもサービスがこれから展開されていくことになると思うので、相談のしやすさや子育ての負担感の減少につながっていくのではないかなと思う。めざす方向性としては妥当であると感じる。

委員： 成果指標④について、放課後児童クラブに入所することができないと感じる保護者は就学後児童保護者だと思うので、追加してはどうか。

事務局： 検討する。

会長： 前回、前々回と比較するには、対象が同じでなければ難しい。しかし、例えば教育環境の充実については、中学生の意見も聞きたいと思う人もいる。前回、前々回との比較だけでなく、新たに対象を広げる形で検討してはどうか。

○事務局から、資料1、参考資料4、5、6に基づき、第5章、第6章について説明。

委員： P.57(14)子育て世帯訪問支援事業に関して、本人はヤングケアラーとは思っていないし、どこに相談するか分からない人もいる。そのような人とはどのように接触し、相談を受けているのか。

事務局： どの家庭がヤングケアラーかを認識するのは難しいので、学校や家庭児童相談課と連携し、情報を得たら、ケース会議等で協議を重ねて、ヘルパー派遣が適切という方向に至れば、派遣することになっている。

委員： P.59(4)外国につながる幼児への支援・配慮について、幼児期以降の支援や配慮について、記載は不要か。小・中・高の途中で海外から来る人もいるが、幼児期以降の支援・配慮はどうなっているか。

事務局： 外国につながる幼児に対する支援は、ポケットークを使用したり、実物を見せてコミュニケーションを取ったりしながら対応している。

委員： 例えば、手紙でコミュニケーションを取る場合、漢字が読めないと必要なことが伝わらないので、細かいサポートが必要ではないか。ここで対象を幼児に限っているのはなぜか。

事務局： ここは記載する事項としては幼児のみを対象としているため、幼児に限って記載しているが、実際は小学校等でも対応している。

委員： 中学校には、帰国した子や外国籍に近い子も在籍している。日本語でのコミュニケーションが難しい場合は、教育委員会と連携して、日本語サポーターを学校に派遣してもらい、状況に応じて授業への同席や授業外での支援がある。

委員： ツールだけではなく、人がサポートに入っていることがここに記載されると、市民に分かりやすいのではないかな。

委員： (10)子育て援助活動支援事業〔就学後〕について、ファミリーサポートセンター事業を使って障害を持つ子どもの放課後児童クラブへの送迎を依頼したところ、年齢が高い子どもは突然走り出す等の行動をすることがあり、サポートできない場合があるという理由で利用できなかった例がある。また、土曜日の迎え時間が平日より早い設定となっているが、休日に働いている家庭もある。そういった家庭のニーズに市はどのように応えているのか。ファミリーサポートセンター事業の提供会員確保が難しいのであれ

ば、大学生からボランティアを募ることも考えられる。

事務局： 宝塚市のファミリーサポートセンター事業は地域での支え合いを基盤としており、提供会員も半ボランティアなので、責任をどこまで負っていただくか等の問題がある。障碍のある子どもの送迎も可能な範囲で実施しているが、提供会員の負担が大きい場合は依頼を受け難いのが実情である。そのため、ファミリーサポートセンターのアドバイザーが依頼会員と提供会員のマッチングをしているが、依頼会員の要望に100%は応えきれないこともある。大学生のボランティアに関する意見については、参考にさせていただく。

委員： （16）親子関係形成支援事業について、ペアレントトレーニングが必要な家庭があっても、親自身が必要と思っておらず、自発的に動かない家庭もある。そもそも親子関係形成支援事業は、自発的に参加するものなのか、学校等から促されて参加するものなのか。

事務局： 保護者が自ら子どもとの関わり合いを改善したいと思って応募するパターンと学校等が勧めるパターンがある。また、集団でペアレントトレーニングを行う場合や面談、家庭訪問などの中で、個別に紹介する場合もある。

委員： 個別に紹介する場合というのは、どのような流れで紹介に至るのか。

事務局： 実際に親が怒鳴る、たたくということをする、学校から家庭児童相談課に通告が入り、保護者指導等の中で紹介するパターンが多い。

委員： P.57（15）児童育成支援拠点事業について、本事業はどのような事業か。また、この事業がネグレクト対策なのであれば、令和10年度から確保方策を講ずるというのは、比較的遅すぎるのではないか。

事務局： 児童育成支援拠点事業は、生活習慣の形成、健康管理の習慣づけ、学習支援、食事の提供、調理実習、農業体験、また学校、医療機関、地域団体との関係構築、保護者への情報提供、送迎支援等の包括的な支援が求められる。そのため、基準を満たした施設の整備や運営いただく団体を探すことのハードルが高い。先進自治体への視察も行いつつ、どのような形で実施できるかを模索し、研究する必要がある、令和10年度までに実施できればと考えている。

委員： 養護施設や日中一時支援、短期入所と何が違うのか、定義の違いが見えてくると事業者も手を挙げやすいのではないか。また、量の見込みが20となっているが妥当か。ネグレクトに限らなければ、虐待疑いの通告件数を18歳未満の小児人口で割ったときの数字が確か60分の1くらいあったと思う。

会長： 子育てひろばを十数年間運営した経験があるが、そこは年齢を制限していなかったもので、ある一人の子が小学校から高校卒業まで時々遊びに来ていた。その子は軽度の知的障碍があり、重度ではないので普通の学校に通っていたが、どうしても周りの子から「変わった子」と見られて排除されやすいという背景があった。そういうこともあるので、新しい事業は、ネグレクトだけを算出の根拠にせず、様々なケースを探りながら進めていく必要があるのではないか。

委員： 学校や家庭に居場所がない子のために、最近、フリースクールが増えている。民間との連携も大事である。

委員： 子ども食堂の開設に際し、対象を貧困か否かで線引きをするかどうかという議論があったが、最近はそのような子も、そうでない子も来やすいように境界線を明確にしないようにしている。この事業も、実際展開する際は、もっと間口を広くして、いろんな子も来た中で対象の子も入っているというような在り方が、当事者にとっては居心地がいいんじゃないかなと思う。

委員： 量の見込みの20については、国から示されている指針において、定員が20人程度と示されていることも関係していると思う。児童養護施設との違いは、明確に支援が必要で児童相談所を介して措置されるまでには至らない子どもに対して、様子を見るとか、居場所になる場所が児童育成支援拠点である。児童養護施設がこれを担うこともできる。新しい事業なので、試行的に進めているところを視察して、宝塚市ならどのように実施できるかを考えていく必要があると思う。

会長： P.49（4）子育て短期支援事業について、他市ではショーツテイとトワイライトス

テイに分かれているが、宝塚市では分けて書かなくてよい。

また、P.56（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、現行では3種類あって、障害のある子どもが入ってきたときに、加配の先生を付けるのに必要な費用の一部を援助する事業についても数字を挙げておく必要があったと思うが、挙げていないということは、宝塚市では当該事業がないということか。

事務局： おっしゃるとおり対象事業ではあるが、障害を持つ児童2人以上という要件があり、宝塚市においては、現在、2人以上いる園がないので数字として挙げていない。

会 長： 2人以上の園が出てくれば、ここに数字が入るという理解でよい。

事務局： そのとおりである。

3 その他

○事務局より、次回審議会の案内。

閉会